

2022年7月29日

保護者 様

合志中部保育園

新型コロナウイルス感染症拡大への対応について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症拡大は第7波を迎え、これまで子どもは罹りにくかったデルタ株から、子どもも罹りやすいオミクロン株への変遷により、一度家庭内で罹患者が発生すれば家族の多くが罹患しやすい状況となっています。県内の保育園においても、罹患に気付かないままに登園したためにクラスターが発生し、クラス休園では感染が抑えられず全体休園となった園が複数見られます。

厚労省子ども家庭局保育課は、事務連絡として2022年7月26日付で、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第十七報）」を発出しました。

以下、ご家族が罹患した場合のお子様の登園についてのことについてお知らせします。

記

新型コロナウイルス感染症対策に関する保育所等に関するQ&A（第十七報）

（保育所の開所関係）

問3-1 子どもが濃厚接触者に特定された場合どのように対応すべきか。

○ 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該子どもの保護者に対し、市区町村は登園を避けるよう要請することとしています。なお、この場合において、登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して5日間（※1、2）を目安としています。


（※1）=略=

（※2）令和4年3月濃厚接触者関連事務連絡において、社会機能維持者であるか否かにかかわらず、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能となりますが、乳幼児については抗原定性検査キットを用いることは想定していないため、この意味において乳幼児は5日間の待機となるものと考えています。

上記のことから、園児ではないご家族が罹患した場合、罹患者が、園児とマスク等によって濃厚接触を避けて生活している場合の日数をカウントしての5日間の待機（登園自粛）となります。そうではない場合は、この限りではありません。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために以前からお願いしていましたように、園児・同居家族でかぜ症状（鼻水、咳、のどの痛み）及び37.5℃以上の発熱の場合も、登園を自粛頂きますよう重ねてお願いいたします。

濃厚接触者の定義



陽性者（無症状者を含む）の感染可能期間※1に以下の接触があった場合

- 陽性者の同居者
- 陽性者と長時間の接触※2
- 適切な感染防護なしに患者(確定例)を診察、看護、介護していた人
- 陽性者の気道分泌液や体液などの汚染物質に直接接触した可能性が高い人
- 感染防止対策(お互いマスク着用等)なしに陽性者と1m以内で15分以上接触があった場合

※1 ・陽性者に症状がある場合：発症日2日前から診断後に隔離などを適用されるまでの期間。
適用できない場合は、療養の解除基準を満たすまで。
・陽性者に症状がない場合：陽性判明日の2日前から診断後に隔離などを適用されるまでの期間。
適用できない場合は、療養の解除基準を満たすまで。

※2 車内、航空機内等を含む。航空機内は検査陽性者の同行の家族のみが原則

陽性者と濃厚接触者が非同居の場合（2022年7月22日版）



陽性者と濃厚接触者が同居の場合（2022年7月22日版）



※1 感染対策とは、日常生活を送る上で可能な範囲での対策。

図3. 濃厚接触者の自宅待機期間の考え方1（筆者作成）（イラストは看護roo!より使用）

7月22日の緩和ではこの点には触れていませんが、同一世帯内で濃厚接触者が次々と新型コロナウイルスを発症した場合の解釈は少し難しくなります。濃厚接触者が不運にも新型コロナウイルスを発症して陽性になった場合、その時点で濃厚接触者ではなくなりますから、陽性者として10日間の療養期間が発生します(図4,上段)。